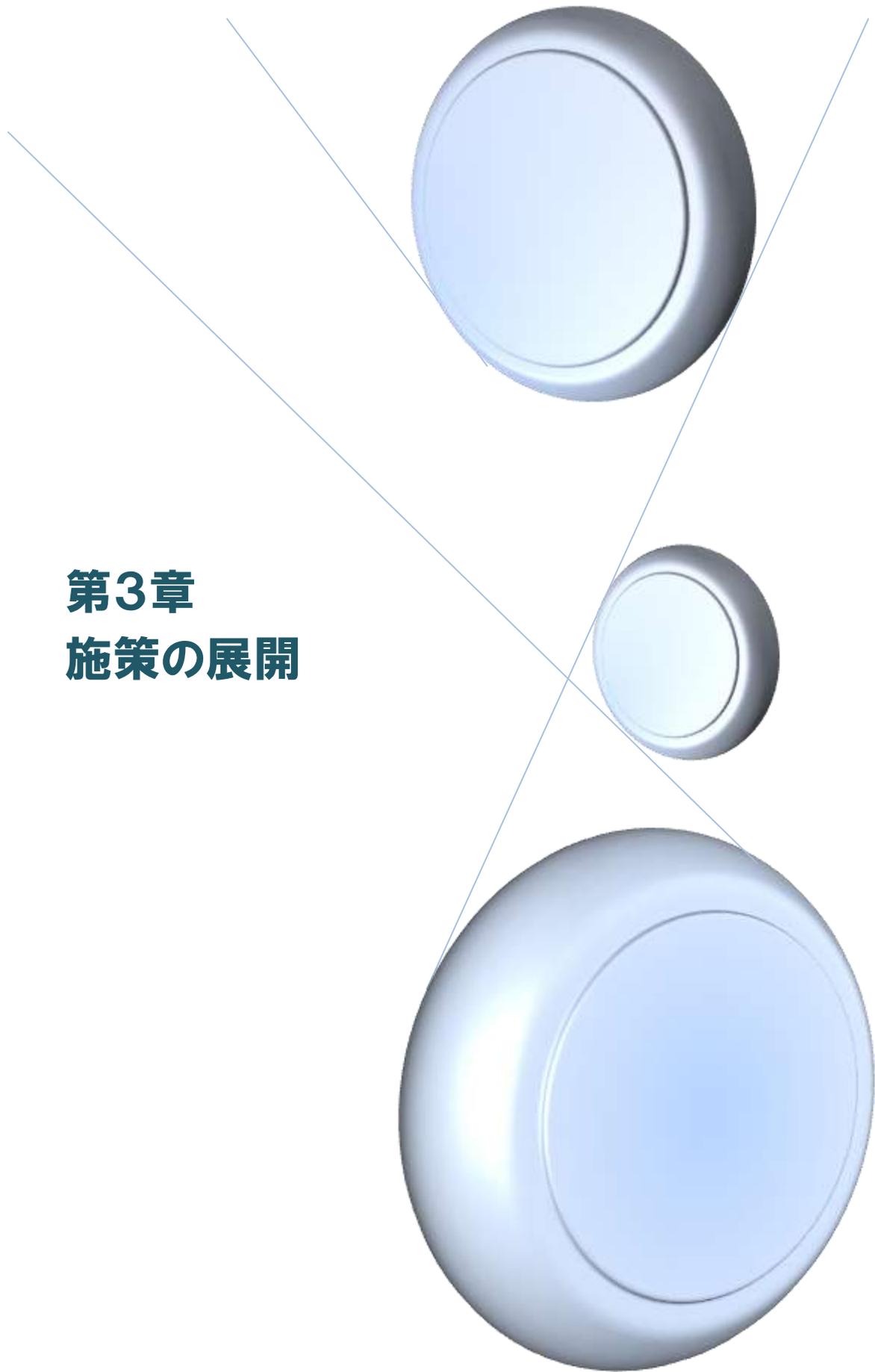


第3章 施策の展開



【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向1 男女共同参画の意識の醸成

<現状と課題>

平成11年の男女共同参画社会基本法制定後、根室市においては平成16年に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の意識の醸成を図るため、講演会の実施や広報ねむろ等による啓発を進めてきました。

しかし、長い歴史の中で培われた社会の慣習・慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っています。

少子高齢化や人口減少が進行する現代においては、社会全体で性別にかかわらず社会の一員として自立し、責任を担うことが求められており、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる場に根付いている性別による固定的な役割分担の意識を解消し、個々に応じた選択が無理なくできる社会を築くことが必要です。

推進事項① 広報・啓発活動の充実

施策	概要	担当課
広報ねむろ・ホームページ等による啓発	男女共同参画についての理解を深めるため様々な広報媒体を活用し、意識の浸透を図ります。	総務課 少子化対策推進室
啓発パンフレット等の活用	関係機関と連携し、各種パンフレット等を活用して、男女共同参画について啓発を行います。	少子化対策推進室
講演会・研修会の充実	講演会や研修会の充実を図り、広く市民に参加を呼びかけ、男女共同参画の意識の高揚に努めます。	少子化対策推進室 公民館
まちづくり出前講座による普及・啓発	まちづくり出前講座を通じて、団体等に対し、男女共同参画について意識の普及・啓発を行います。	総務課 少子化対策推進室

推進事項② 情報提供及び調査・研究に対する取り組みの充実

施策	概要	担当課
男女共同参画に関する資料等の収集と提供	男女共同参画に関する図書及び資料等を収集するとともに、情報化の推進など利用しやすい環境整備や情報提供を行います。	図書館
男女共同参画に関する調査・研究の実施	男女共同参画に関する施策を推進していくうえで、現状や課題を把握するため、調査・研究を行います。	少子化対策推進室
事業所等に対する実態調査の実施	企業における男女共同参画への取り組みを把握するため、既存調査の活用を含めた調査方法等の検討など、関係機関と連携した調査を行います。	商工観光課



基本方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

<現状と課題>

家庭、地域、学校などで行われる教育や学習は、一人ひとりの自立や、個人としての生き方を尊重するとともに、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むという、人間形成において重要な役割を果たしており、男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが何よりも重要です。

これからの社会を担う子どもたちの意識を育てるには、家庭、地域、学校での教育や学習が非常に大きな役割を持っています。

このため、子どもたちに対しては、学校が発達段階に応じて、男女の相互理解と相互協力の重要性など男女共同参画の意識を育てる教育が必要です。特に、進路指導においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力に合わせた取り組みが必要となります。

また、生活の基本となる家庭においては、幼少期から個々の人権が尊重されるよう保護者の学習の場や情報提供が必要であり、地域においては、学校や家庭への支えとなるような取り組みが求められます。

このように、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる世代、あらゆる機会、あらゆる場所において、男女共同参画に関する教育や学習の機会の充実が必要です。



推進事項③ 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

施策	概要	担当課
家事・育児講座等の実施	男女が協力して家事や育児に取り組み、家庭生活の充実を図るため、パパママ学級 [※] など基礎的な知識や技術を身につける講座を実施します。	こども子育て課 保健課 公民館
町内会やPTAなど各団体への働きかけ	町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の理解と取り組みへの協力を求めます。	市民環境課 社会教育課
生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実	関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や研修会を実施するなど、男女共同参画に関する生涯学習機会の充実を図ります。	少子化対策推進室 社会教育課 公民館

推進事項④ 学校における男女平等教育の推進

施策	概要	担当課
学校における男女平等教育の推進	発達段階に応じて、男女の特性やお互いの立場を理解するための男女平等教育を推進します。	教育総務課
個性や能力に合わせた進路指導等の推進	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、男女の性別にとらわれずに職業選択や生活設計できるよう、個性や能力に合わせた進路指導等を推進します。	教育総務課
教職員研修の充実	教職員が地域における男女共同参画の取り組みを把握し、学校における男女平等教育や個性を尊重する学校教育、進路指導を推進するため教職員研修の充実に努めます。	教育総務課

※[パパママ学級]：産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的に行う公民館講座のこと。

【基本目標Ⅱ】 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

基本方向3 人権の尊重と暴力の根絶

<現状と課題>

人権は、人が生まれながらにして持つものであり、誰もがその人らしく幸せに生きるための最も基本的な権利であり、あらゆる人が、性別や年齢、生まれた家庭環境や社会的立場に関わらず、生涯にわたり、一人の人間として尊重される社会でなければなりません。

これまで、様々な取り組みが進められてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、様々な差別や偏見が残されています。このような中で、DV[※]（配偶者やパートナーからの暴力）や職場等における地位を利用した悪質なセクシャル・ハラスメント[※]などによる被害は後を絶たず、その被害者の多くが女性であることから、そのような暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特にDV[※]やストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、インターネットやSNSの普及に伴い、暴力等は一層多様化している状況です。しかし、DV[※]は外部から発見されにくく、個人や家庭内の問題と考えられる傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力が徐々にエスカレートし、長期化・深刻化する可能性があります。また、こうした暴力を目撃した子どもは、今後の成長過程において大きな影響を与える可能性があることから、児童虐待防止対策の一環として取り組む必要があります。

※配偶者等からの暴力防止のための啓発や被害に対する相談支援などを推進するために、計画の基本方向3をDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置付けます。



※[DV（ドメスティック・バイオレンス）]：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものとの間で起こる暴力のこと。
※[セクシャル・ハラスメント]：相手を不快にさせる性的な言動や行為のこと。

推進事項⑤ 人権を尊重する意識の浸透

施策	概要	担当課
人権啓発活動の活性化	関係機関と連携し啓発資料を配布するなど、人権尊重意識の浸透を図ります。	市民環境課
関係機関と連携した相談支援体制の整備	「女性の人権ホットライン」などの相談窓口等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して、人権相談を支援します。	市民環境課
人権教育の推進	人権に対する意識の浸透を図るため、関係機関と連携した人権教育を推進します。	教育総務課 社会教育課

推進事項⑥ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

施策	概要	担当課
あらゆる暴力根絶に向けた意識の啓発	暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権被害であることについての理解を深めるとともに、DV [※] 被害者が、DV [※] であることを認識し、また、周囲も早期に気付くことができるよう意識啓発に取り組みます。	市民環境課 社会福祉課 児童相談室
児童虐待防止対策の推進	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の予防・未然防止を図ります。	こども子育て課 児童相談室 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課
関係機関等との連携	暴力根絶に向け、地域や関係団体等と連携した相談・支援体制の構築を推進します。	市民環境課 社会福祉課 児童相談室
相談窓口の周知	DV [※] 被害者などがすぐに相談できるように、様々な機会を通じて、相談窓口の周知を図ります。	市民環境課 児童相談室

基本方向4 生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

生涯にわたって心豊かにいきいきと暮らすためには心身ともに健康で、男女がお互いを十分に理解し合い、思いやりを持つことが男女共同参画を推進するうえでも重要です。

こうしたことから、男女の身体的な違いの理解を深めるとともに、心身の健康についての正しい知識を習得し、自分自身で健康管理ができるように、健康診査や健康相談体制の充実を図る必要があります。

特に、女性は妊娠と出産を経験する可能性があり、男性と異なる様々な健康上の問題に直面することから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケアまでを含めた健康施策に取り組む必要があります。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]（性と生殖に関する健康/権利）」に関する正しい認識と理解を深める取り組みを推進するとともに、妊娠・出産や育児不安の高い時期の相談体制の充実など切れ目のない支援を展開する必要があります。

また、近年は、性情報の氾濫や、薬物・喫煙など若年層における社会問題が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じた教育を実施し、正しい知識の習得及び意識啓発に向けた取り組みが重要となります。



※[リプロダクティブ・ヘルス]：性と生殖に関する健康を意味し、ライフスタイルに合わせた選択する健康概念のこと。

※[リプロダクティブ・ライツ]：性に関する健康を享受する権利のこと。

推進事項⑦ こころと身体の健康づくりの推進

施策	概要	担当課
健康教育の推進	生涯にわたって自分の健康は自分で管理し、心豊かに生き生きとした生活を送ることを目指した健康教育を推進します。	保健課
健康相談体制の充実	健康に関するさまざまな悩みや不安を解消する相談体制の充実に努めます。	保健課
女性の健康の保持増進	女性特有の病気への理解を深めるとともに、基本健康診査や各種がん検診などの受診を促進し、疾病の早期発見、早期治療を推進するなど生涯にわたる健康づくりを支援します。	保健課
妊娠・出産・育児に関する知識の普及と相談体制の充実	母子健康手帳の交付、妊婦・育児相談を通じて正しい知識の普及を図るとともに、不安解消に向けた相談体制の充実に努めます。	保健課
性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及	男女の特性に応じた健康づくりを推進するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」の考え方を踏まえた意識啓発に努めます。	保健課
生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進	各ライフステージに応じた体カづくりや健康づくりに気軽に参加できるよう、市民ニーズを取り入れた、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。	社会体育課
学校における健康教育の推進	薬物・喫煙などによる健康被害への理解を深めるための健康教育を推進するとともに、広報・リーフレット等による啓発活動の充実に努めます。	市民環境課 教育総務課 社会教育課
学校における性教育の充実	性に関する正しい知識を持ち、生命や人権を尊重する心を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた性教育の充実に努めます。	教育総務課

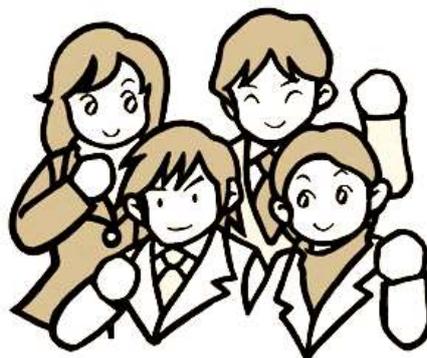
【基本目標Ⅲ】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

基本方向5 就労の場における男女共同参画の推進

<現状と課題>

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により、制度上では男女平等が進んできましたが、依然として結婚や出産を機に退職する女性が多い状況となっています。

また、少子化高齢化の進行により、労働力不足が懸念されており、働きたい人がその能力を発揮できる環境を整備することは、社会経済の安定のためにも重要な課題です。



こうしたことから、男女が性別にかかわらず、差別なく働くことができるためには、企業や事業所において、男女間の格差をなくし、セクシャル・ハラスメント[※]やマタニティ・ハラスメント[※]対策を推進し、働きたい人が働き続けられるための支援や、働き方の見直しの理解などの取り組みが不可欠です。

そのためには、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発などを効果的に推進していくことが重要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向5を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

※[セクシャル・ハラスメント]：相手を不快にさせる性的な言動や行為のこと。

※[マタニティ・ハラスメント]：妊娠や出産した方に対して精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

推進事項⑧ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

施策	概要	担当課
関係法令等の周知・啓発	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」などの周知と啓発を図ります。	商工観光課
企業における職域拡大の促進	企業への意識啓発を図り、性別による固定的な役割分担にとらわれない、職域の拡大を促進します。	商工観光課
女性の就業・創業支援に関する情報提供	「根室なでしこバンク」を設置し、女性の潜在力や就労ニーズ調査などの情報収集を行うほか、女性の勤労に対する動機付け・意識改革を促す情報提供など、就労等に向けた支援を行います。	商工観光課
就労相談の充実と情報提供	関係機関と連携し、就労に関する各種相談体制の充実と、関連情報の提供に努めます。	商工観光課
起業への支援	U・Iターン [※] 者向け創業支援、空き店舗出店支援など、関係機関と連携し、起業に向けた支援を行います。	商工観光課
職業能力開発の支援の促進	市内企業と連携し、職場体験実習や各種資格取得支援を行い、個々の適正や能力、希望職種に合った総合的な職業能力開発支援を促進します。	商工観光課
セクシャル・ハラスメント [※] ・マタニティ・ハラスメント [※] 防止の啓発	男女の働きやすい環境を作るため、企業におけるセクシャル・ハラスメント [※] やマタニティ・ハラスメント [※] 防止を呼びかけるなど、意識啓発に努めます。	商工観光課

※[U・Iターン]: ・Uターンとは、地方で育ち進学などで都心に住んだのち、生まれ育った地元に戻り就職すること。
・Iターンとは、生まれ育った地元以外で就職すること。

基本方向6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

<現状と課題>

男女がともに、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス[※]を実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

しかしながら、長時間労働などにより、仕事と子育てや介護の両立に対する悩みなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られるなど、将来への不安や豊かさを実感できないことが社会の活力低下などに繋がっています。

このため、男女が共に協力し合い、仕事や家庭、地域生活等において、能力を発揮する機会を確保し、喜びと生きがいを実感することができる社会を目指すため、就業環境の見直しや、子育て支援や介護等に係る家族への支援を積極的に取り組める環境の整備など、企業等の関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス[※]の推進を図ることが必要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向5を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

推進事項⑨ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

施策	概要	担当課
広報、啓発活動の推進	パンフレット等による広報、啓発活動を行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス [※] ）への理解促進を図ります。	少子化対策推進室 商工観光課
講演会、セミナーの開催	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス [※] ）に関する意識の啓発を図るため、講演会やセミナーなどを開催します。	少子化対策推進室

※[ワーク・ライフ・バランス]：働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

推進事項⑩ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

施策	概要	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の保育所入所に配慮するとともに、関係機関と連携し、就労に向けた支援など、生活の安定と心身の健全な育成を支援します。	こども子育て課 社会福祉課
特別保育事業の実施	多様な就労形態に対応した延長保育や一時保育など保育サービスの充実を図ります。	こども子育て課
留守家庭児童会等の充実	保護者の就労などを支援するため、その子どもたちの放課後等における適切な遊びや生活の場となる留守家庭児童会等の充実を図ります。	社会教育課
介護に関わる人材の育成・確保	高齢者や障がい者の介護に関わるボランティア等の養成を図るため、専門員による研修等を実施して人材確保に努めます。	介護福祉課 社会福祉課
介護サービスの充実	特別養護老人ホームや老人保健施設と連携を図り、デイサービス※やショートステイ※など介護サービスの充実を図ります。	介護福祉課
子育てや介護に関する相談体制の充実	子育てや介護についての悩みなど気軽に相談できるよう、利用者の立場に配慮した相談体制づくりを推進します。	こども子育て課 介護福祉課
子育て・介護世帯の支援	子育て・介護世帯から排出される紙おむつを無料で回収し、経済的な負担軽減を図ります。	こども子育て課 介護福祉課
介護支援施策の充実	在宅介護支援センター等と協力して、家族介護教室を開催するなど、家族の負担軽減に向けた取り組みを推進します。	介護福祉課

※[デイサービス]：要介護者が昼間の一定時間、施設で日常生活上の世話や機能・適応訓練を受けること。

※[ショートステイ]：要介護者が施設に期間限定で短期間入所し、日常生活全般の養育・介護を受けること。

【基本目標Ⅳ】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方向7 地域社会等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

近年、地域社会においては、住民同士の交流が減少し、地域への帰属意識の低下や人間関係の希薄化などにより地域のあり方が変化しています。

人々にとって最も身近な暮らしの場として、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを解決する地域コミュニティ[※]の重要性が高まっており、心豊かで住みよいまちづくりを進めるためには、男女が協力して地域社会における役割と責任を担い、地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。

また、東日本大震災では、男女のニーズの違いなどから避難所運営などにおいて、様々な問題が浮き彫りとなり、防災や減災活動に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されるとともに、地域の絆や共助の精神などといった地域が担う役割の大切さを改めて感じる機会となりました。



このため、地域の絆や共助の精神といった地域の力の維持向上を図り、男女がともに積極的に地域活動へ参画し、「支え合い」、「助け合い」、「声掛け」、「見守り」等による「顔の見える地域づくり」を進めていく必要があります。

※[地域コミュニティ]：住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

推進事項⑪ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
町内会やPTAなど各団体への働きかけ (再掲)	町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の理解と取り組みの協力を求めます。	市民環境課 社会教育課
養成・体験講座の実施	各種ボランティア体験講座を実施するなど、人材の養成に努めます。	公民館
人材バンク※の充実	人材バンク※の趣旨について、広く周知を図り、ボランティアの人材確保に努めます。	社会教育課
市民活動等への支援体制の整備	団体、サークル紹介など市民活動に関する情報提供を行うとともに、活動への支援など市民活動の活性化を図ります。	総合政策室

推進事項⑫ 防災分野における男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
防災対策の推進	男女のニーズの違いに配慮した備蓄品整備をはじめ、避難所運営訓練、出前講座などにおいて、あらゆる視点を踏まえた取り組みを推進します。	総務課
地域における防災活動の推進	消防団、自主防災組織における男女それぞれの視点を取り入れた住民主体の防災活動を推進します。	総務課 消防本部
傷病者等への対応	男女それぞれのプライバシーなどに配慮したきめ細かい処置等を行うために、救急活動の充実を図ります。	消防本部

※[人材バンク]：地域に住む人の中から、知識や技術を持った人を登録し、求める内容に応じて相談・派遣する制度のこと。

基本方向8 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、様々な意思や方針の決定の場において、男女が対等に参画し、お互いの意見を反映させた取り組みが必要であるとともに、男女がともに能力を発揮できる環境づくりが大切です。

市民の意見を反映させる市の審議会などにおいても、男女がともに参画し、お互いの意見を尊重した調和のとれた意識決定が重要な課題となっており、男女比率の均衡を図るための取り組みを進めてきましたが、今もなお、男女共同参画への取り組みが十分とはいえない状況となっています。

しかし、審議会等の男女比率の均衡を図るだけでなく、市民が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画するためには、能力の開発と発揮を促進する取り組みが重要であることから、人材を育成する機会を充実させ、自らが意欲を持って積極的に行動できる環境づくりが必要です。

また、市役所における女性職員の割合に対し、管理職（部長及び課長職）及び主査職の男女比率が大きく偏っていることから、引き続き長期的視野に立った人材育成やワーク・ライフ・バランス[※]の推進等に取り組む必要があります。

このように豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮することが重要です。

推進事項⑬ 人材育成の充実

施策	概要	担当課
研修会の実施	農業や水産業など、各産業において中核を担うリーダー育成のため、研修機会の充実を図ります。	水産港湾課 農林課 商工観光課
セミナーの充実	女性セミナー運営委員会と連携し、女性の視点による地域・生活課題の学習内容の一層の充実に努めます。	公民館

※[ワーク・ライフ・バランス]：働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

推進事項⑭ 審議会等における男女共同参画の推進

施策	概要	担当課
審議会委員等における男女比率の均衡	各種審議会等における男女の登用状況について定期的に把握・公表するとともに、委員構成の見直しを図るなど男女比率の均衡に努めます。	総務課 関係課

推進事項⑮ 市役所内における男女共同参画の推進

施策	概要	担当課
「特定事業主行動計画（女性職員の活躍のための計画）」の策定・推進	女性職員の採用比率や管理職比率などの状況把握・分析を行うとともに、定量的目標や具体的取組内容を定め、市役所内における女性の活躍を推進します。	総務課 消防本部 病院事務局
ワーク・ライフ・バランス※の推進	次世代育成支援対策法※に基づく「特定事業主行動計画」の推進と定着を図り、子を持つ職員等が働きやすい環境づくりに努めます。	総務課



※[次世代育成支援対策法]：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため基本理念や国・地方公共団体・事業主・国民の責務を定め、各種対策を講じる措置を定めた法律のこと。